

個人情報取扱ガイドライン

ブラッコ・ジャパン株式会社

【目的】

本ガイドラインは、当社が保有する個人情報を適正に取り扱い、個人の権利や利益を保護するための基本となる事項を定め、実践することにより、社会的信頼を得るとともに、企業活動の質的向上を図ることをその目的とする。

【対象】

本ガイドラインは、電子化情報であるか非電子化情報であるかを問わず、当社で取り扱うすべての個人情報を対象とする。

【定義】

本ガイドラインにおける用語の定義は次のとおりとする。

1. 個人情報

生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれにかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画もしくは電磁的記録（電磁方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、もしくは記録され、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別できるもの及び（他の情報と容易に商号することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- (2) 個人識別符号が含まれるもの

2. 個人識別符号

次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、別紙 1 で定めるものをいう。

- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
- (2) 個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者もしくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、もしくは記録されることにより、特定の利用者もしくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3. 要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な
BJ 個人情報取扱ガイドライン_ver2_230401

差別、偏見その他の不利が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして別紙2で定める記述等が含まれる個人情報をいう。なお、当社が、EU 地域内から十分に認定に基づき提供を受けた個人データに、GDPR において「特別の種類個人データ」(Special Categories of Personal Data)と定義されている、性生活、性的指向又は労働組合に関する情報が含まれている場合には、当該情報について要配慮個人情報として取り扱うものとする。

4. 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの及び当該集合物に含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。ただし、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ない、次のいずれにも該当するものを除く。

- (1) 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が法または法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと。
- (2) 不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること
- (3) 生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること

5. 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

6. 保有個人データ

当社が、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、次に掲げるもの以外のものをいう。

- (1) 6月以内に消去することとなるもの
ただし、当社がEU域内から十分に認定に基づき提供を受けた個人データについては、本項第2号から第5号に該当しない限り、消去することとしている期間にかかわらず、保有個人データとして取り扱うものとする。
- (2) 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人または第三者の生命、身体または財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- (3) 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法または不当な行為を助長し、または誘発のおそれがあるもの
- (4) 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国もしくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- (5) 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障がおよぶおそれがあるもの

7. 匿名加工情報

BJ 個人情報取扱ガイドライン_ver2_230401

次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものという。ただし、EU 域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人情報については、当社を含む個人情報取扱事業者が、加工方法等情報（匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等および個人識別符号並びに加工の方法に関する情報『その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る』という）を削除することにより、匿名化された個人を再識別することを何人にとっても不可能とした場合に限り、匿名加工情報とみなす。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む）

(2) 第1項第2号に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む）

8. 匿名加工情報データベース等

匿名加工情報を含む情報の集合体であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他当該集合体に含まれる匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合体であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

9. 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

10. EU

「EU」とは、欧州連合加盟国および欧州経済領域（EEA: European Economic Area）協定に基づきアイスランド、リヒテンシュタイン及びノルウェーを含む、欧州連合（European Union）をいう。

11. GDPR

「GDPR」とは、個人データの取扱いに係る自然人の保護および当該データの自由な移転に関する欧州議会および欧州理事会規則（一般データ保護規則）（REGULATION(EU)2016/679 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL OF 27 APRIL 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC『General Data Protection Regulation』をいう。

12. 十分性認定

「十分性認定」とは、GDPR 第45条に基づき、欧州委員会が、国または地域等を個人データについて十分な保護水準を確保していると認める決定をいう。

【適用範囲】

本ガイドラインは、当社のすべての取締役、監査役（以下、「役員」という）および全ての従業員（以下、役員、従業員をあわせて「従業員等」という。）に対して適用する。

【利用目的の特定】

当社が個人情報を取り扱うにあたっては、利用の目的（以下、「利用目的」という。）を出来る限り特定する。BSJ が利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わない。

【利用目的による制限】

1. 当社は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前セクションの規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わない。
2. 当社は、他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わない。
3. 第 1 項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。
 - （1） 法令に基づく場合
 - （2） 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - （3） 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - （4） 国の期間もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

【EU 域内から十分性認定に基づき移転を受けた個人データについての利用目的の特定・制限】

当社は、偽りその他不正な手段により個人情報を取得しない。当社は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得しない。

- （1） 法令に基づく場合
- （2） 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- （3） 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- （4） 国の期間もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行すること

対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

- (5) 当該要配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法 76 条 1 項各号に掲げる者、外交政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体に掲げる者に相当する者により公開されている場合
- (6) 本人を目視し、または撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
- (7) 【第三者への提供の制限】第 7 項に基づいて、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき

【収集・取得に際しての利用目的の通知等】

1. 当社は、個人情報を、次に掲げる利用目的のために使用することとし、当該利用目的を事前に公表する。また、当社は、個人情報を取得した場合には、次に掲げる利用目的に基づき個人情報を収集・取得した場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、または公表する。ただし、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。ただし、人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

＜医療関係者、患者、または当社と取引関係にある方に関する個人情報＞

- 1) 医薬品の適正使用に関する情報の提供・収集
- 2) 医薬品の品質、安全性に関する情報の提供・収集
- 3) 医薬品の流通に関する情報の提供・収集・検討
- 4) 緊急安全情報や改定された添付文書などの情報提供
- 5) 医薬品の使用実態やユーザーニーズ・市場性・顧客満足度などに関する調査、新製品の開発・販売にあたっての同種の調査・統計作成
- 6) 医療事故発生時、回収時などの連絡
- 7) 医学薬学分野における調査・研究（これらの支援を含む）
- 8) 医療情報・学術情報の提供・収集・検討
- 9) 医療関係者のためのインターネット・サイトの会員認証・管理および連絡
- 10) 臨床試験、市販後調査等の依頼および実施
- 11) 開業支援、経営支援のための情報提供・収集・検討
- 12) 当社製品並びに当社製品に関する印刷物、専門誌（紙）、広告その他の販売促進用宣伝物・資材の提供
- 13) 当社製品の使用先の把握と連絡網の整備
- 14) 当社製品に関するサービスのお知らせ、案内、申込・登録の確認および提供
- 15) ご協力頂いた調査・研究・アンケート・講演会における景品、謝礼、記念品、贈呈品などの提供
- 16) 当社が主催・共催または講演するシンポジウム、講演会、各種会議、説明会、学会などに関する参加依頼、手続き、報告

- 17) 当社製品に関するお問合せ、苦情、連絡等への回答、検討および調査
- 18) 当社製品の売り上げ管理
- 19) 製品受発注管理のシステム運営
- 20) 業界団体・委員会・各種団体に係る資料作成・調査、連絡
- 21) 取引活動、与信判断および与信後の管理
- 22) 支払い調書作成に関する情報の収集・管理・検討
- 23) 各種挨拶状、儀礼的行為としての中元・歳暮等の物品、当社に関する重要な変更の挨拶・連絡の送付
- 24) 官公庁等への届出・報告・提出
- 25) その他上記に準ずる又は関連する業務の実施

<広報、IR、製品情報に関するお問合せ及びその他会社窓口をご利用の方の個人情報>

- 1) 相談、連絡における内容の検討、調査および対応
- 2) 当社製品の製造者、販売者、医療関係者等への連絡・提供
- 3) 官公庁等への届出・報告・提出
- 4) その他上記に準ずる又は関連する業務の実施

<採用応募者の方の個人情報>

- 1) 当社の資料提供、案内、連絡
- 2) 採否の検討および決定
- 3) その他上記に準ずる又は関連する業務の実施

<役員・従業員等（その家族・退職者を含む）の方の個人情報>

- 1) 業務上の連絡・交信
- 2) 勤怠管理、給与・賞与の支払い
- 3) 人事、人事評価、能力開発、福利厚生、安全衛生等の労務管理
- 4) 年金基金、健康保険組合、共済会、当社の関係会社等への連絡・交信
- 5) 社内規定に定められた権利の行使または義務の履行
- 6) 当社の法律上の権利の行使または義務の履行
- 7) 関係法令に基づく官公庁等への届出・報告・連絡
- 8) その他上記に準ずる又は関連する業務の実施

2. 当社は、第 1 項に記載する利用目的を変更した場合は、変更された利用について、本人に通知し、または公表する。

3. 第 1 項および第 2 項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

- 1) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより本人または第三者の生命、身体、財産その他

の権利・利益を害するおそれがある場合

- 2) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより当社の権利または正当な利益を害するおそれがある場合
- 3) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

【個人データの正確性の確保】

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するように努める。

【安全管理措置】

当社は、個人データの滅失、毀損、改ざん並びに漏洩等を防止するために、必要かつ適切な安全管理措置を講じる。

【従業員等の教育・監督】

当社は、従業員等が個人データを取り扱うにあたり、当該個人データの安全管理が適正に行われるように、当該従業員等に対し必要かつ適切な教育・監督を行う。

【委託先等の監督】

当社は、個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合は、当該委託された個人データの安全管理が図られるよう、受託した者に対し必要かつ適切な監督を行う。

【第三者への提供の制限】

1. 当社は次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、保有する個人データを第三者に提供しない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務に支障をおよぼすおそれがあるとき
2. 第1項にかかわらず、個人情報保護法第23条第2項の定めに基づき、当社は薬機法関連法規に基づく情報の収集・提供、または取り扱う製品に関する情報提供のため、医薬品および医薬品に関連するデータ等を適正に提供することを主たる目的とし、保有する個人データ（要配慮情報を除く。以下本項において同じ）を次に記載する第三者に対して提供する場合がある。この号に定める事項、本人から要求があれば、本人が当該本人が識別される保有個人データの影響を停止する事、および当該要求の受付方法につき、事前に本人に通知または本人の容易に知り得る状態に置く。

(1) 提供先

官公署

(2) 提供する保有個人データの項目

顧客（医療関係者、患者または取引関係者等）の名称、所在地、役職、氏名、電話番号 取り扱う製品に関する情報

(3) 提供の手段または方法

電子メールによる提供、オンラインでの提供およびプリントアウトのうえ、紙媒体での提供

3. 前項に基づき、保有する個人データを第三者に提供する場合、前項に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、個人情報保護委員会に届け出る。

4. 第 2 項について、当該本人が識別される保有個人データの提供を停止する事を希望する場合には、【利用停止等】第 3 項に基づき、第三者への提供の停止を申し入れることができる。

5. 当社は、第 2 項に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出る。

6. 当社は、第 3 項および第 5 項による個人情報保護委員会に対する届出事項が同委員会により公表された後、速やかに、インターネットの利用その他適切な方法により、当該事項（変更があったときは、変更後の事項）を公表する。

7. 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第 1 項から第 6 項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1) 当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部または一部を委託することに伴って個人データが提供される場合

(2) 他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人データが提供される場合

(3) 株式会社日本アルトマークが管理・運用するメディカルデータベースを同社および特定の企業とともに共同利用する場合。当該データベースにおいて利用する個人データの項目、共同利用する者の範囲、利用目的については、同社のホームページ(<http://www.ultmarc.co.jp/>)を参照のこと。

当該データベースの個人情報管理責任者：株式会社アルトマーク

8. 当社は、前項(3)に規定する者の利用目的または個人データの管理について責任を有する者の氏名もしくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置く。

【外国にある第三者への提供の制限】

1. 当社は、【第三者への提供の制限】第 1 項各号に該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、外国（本邦の域外にある国または地域をいう。以下同じ。）にある第三者（個人情報取扱事業者に該当する者を除く。）に個人データを提供しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りではない。
 - (1) 当該第三者が、個人の権利利益の保護に関して、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として、個人情報保護委員会規則で定める国にある場合
 - (2) 当社と外国にある第三者との間で、当該第三者による個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、個人情報保護法と同等水準で、同法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った個人情報の保護に関する措置を連携して実施している場合
 - (3) 外国にある第三者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けている場合
2. 前項にかかわらず、当社は、EU 域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データを外国にある第三者へ提供するに当たっては、【第三者への提供の制限】第 1 項各号のいずれかに該当する場合または前項 1 号および 2 号のいずれかに該当する場合を除き、本人が同意に係る判断を行うために必要な移転先の状況についての情報を提供したうえで、あらかじめ外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。
3. 第 1 項第 2 号における「適切かつ合理的な方法」および「個人情報保護法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置」は、別紙 3（「適切かつ合理的な方法」および「個人情報保護法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置」）に規定するところに従う。

【匿名加工情報の適正な加工】

当社は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工する。また、当社は、個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、作成に用いた個人情報から削除した記述等および個人識別符号並びに加工の方法に関する情報の漏洩を防止するために必要な安全管理のための措置をとる。

【匿名加工情報の作成時の公表】

当社は、匿名加工情報を作成した後、遅滞なく、当社ホームページにおいて、当該匿名加工情報に含まれる「個人に関する情報の項目」を別に定める「匿名加工情報保護方針」において公表する。

【匿名加工情報の第三者提供時の公表・明示】

当社は、匿名加工情報を第三者に提供するときは、当社のホームページにおいて、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工個人情報取扱ガイドライン_ver2_230401

名加工情報に含まれる「個人に関する情報の項目」及びその「提供の方法」について別に定める「匿名加工情報保護方針」において公表するとともに、当該第三者に対して、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示する。

【識別行為の禁止】

当社は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等もしくは個人識別符号もしくは匿名加工情報の作成において行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合しない。

【匿名加工情報の扱い】

当社は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取り扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するように努める。

【保有個人データに関する事項の公表等】

1. 当社は、保有個人データに関し、次に掲げる事項を本人の知り得る状態に置く。

- (1) 保有個人データの利用目的（【収集・取得に際しての利用目的の通知等】第3項（1）から（4）までに該当する場合を除く）
- (2) 【第三者への提供の制限】第4項、本セクション第2項、【開示】第1項、【訂正等】第1項または【利用停止等】第1項、第2項もしくは第3項の規定による求めに応じる手続（【手数料】の規定により、手数料の額を定めた時は、その手数料の額を含む）
- (3) 当社が行う保有個人データに関する各種手続き等に関するお問合せ・苦情の申出先

2. 当社は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 第1項(1)の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
- (2) 【収集・取得に際しての利用目的の通知等】第3項(1)から(4)までに該当する場合

3. 当社は、第2項(1)及び(2)の規定に基づき、求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

【開示】

1. 当社は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、書面により、遅滞なく、当該保有個人データを開示する。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しないことができる。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利・利益を害するおそれがある場合
- (2) 当社の業務の適正な実施に著しい支障をおよぼすおそれがある場合
- (3) 法令に違反することとなる場合

2. 当社は、第 1 項の規定に基づき求められた保有個人データの全部または一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

【訂正等】

1. 当社は、本人から当該本人が識別される保有個人データが【利用目的による制限】の規定に違反して取扱われているという理由、又は【適正な取得】の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止または消去（以下「利用停止等」という）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行う。ただし、当該保有個人データの利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利・利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
2. 当社は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが【第三者への提供の制限】第 1 項または【外国にある第三者への提供の制限】第 1 項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止する。ただし、当該保有個人データの利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利・利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
3. 当社は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが【第三者への提供の制限】第 2 項の規定に基づいて第三者へ提供されることについて、当該保有個人データの全部もしくは一部について第三者への提供を停止することの希望があったときは、本人の求めに応じ、第三者への提供を停止する。
4. 当社は、第 1 項の規定に基づき求められた保有個人データの全部もしくは一部について利用停止等を行ったとき、もしくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第 2 項の規定に基づき求められた保有個人データの全部もしくは一部について第三者への提供を停止したとき、もしくは正当な理由により第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。また第 3 項の規定に基づき求められた保有個人データの全部もしくは一部について第三者への提供を停止したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

【開示等の求めに応じる手続】

1. 当社は、【第三者への提供の制限】第 4 項、【保有個人データに関する事項の公表等】第 2 項、【開示】第 1 項、【訂正等】第 1 項または【利用停止等】第 1 項、第 2 項もしくは第 3 項の規定による求め（以下「開示の求め等」という）につき、その申出先として個人情報取扱窓口を設けるものとし、次に掲げる開示等の求めを受けつける方法については別に定める。

- (1) 開示等の求めに際して提出すべき書面の方法、その他開示等を受けつける方法
 - (2) 開示等の求めをする者が本人または第3項に規定する代理人であることの確認の方法
 - (3) 【手数料】第1項の手数料の徴収方法
2. 当社は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、当社は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとる。
3. 開示等の求めは、未成年者または青年後見人の法定代理人、または開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人によって行うことができる。

【手数料】

当社は、【保有個人データに関する事項の公表等】第2項の規定による利用目的の通知または【開示】第1項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

【苦情の処理】

当社は、個人譲歩の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理およびこれを達成するために必要な体制の整備に努める。

【個人情報保護管理者】

当社が保有する個人情報の管理を統括するため、個人情報保護管理者を置く。なお、個人情報保護管理者は、法務・コンプライアンス部門の長とする。

【個人情報保護管理者の任務】

個人情報保護管理者は、個人情報の保護に関し、内部規定の整備、漏洩等の事案の発生時の従業員からの個人情報保護管理者に対する報告連絡体制の整備、人的・物理的・技術的安全管理措置の整備および従業員等に対する教育・訓練を推進し、かつ、周知徹底させることを任務とする。

【教育】

個人情報保護管理者は、従業員等に対し、個人情報にかかる個人の権利保護の重要性を理解させ、かつ、個人情報保護の実施を図るため、教育計画を策定し、継続的かつ定期的に教育・訓練を行うように努める。

【監査】

1. 代表取締役社長は、個人情報の管理の状況について監査を行うため、監査責任者を指名する。
2. 代表取締役社長は、監査責任者の監査結果に基づき、個人情報の管理について改善すべき事項があると思料するときは、個人情報保護管理者および関係者に対し、改善のため必要な指示をおこなうものとする。

別紙 1

個人識別符号

1. 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの（第 3 条第 2 号（1）下記（1）から（8）に該当するもののうち、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換されたもの）。
 - (1) 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列
 - (2) 顔の骨格および皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置および形状によって定まる容貌
 - (3) 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
 - (4) 発生の再の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状およびその変化
 - (5) 歩行の際の姿勢および両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
 - (6) 手のひら又は手の甲もしくは指の皮下の静脈の分岐および端点によって定まるその静脈の形状
 - (7) 指紋または掌紋
 - (8) 上記（1）から（7）までに掲げるものから抽出した特徴情報を、組み合わせ、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの
2. 個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方法により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者もしくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、もしくは記録されることにより、特定の利用者もしくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの（第 3 条第 2 号（2））
 - (1) 旅券番号（日本国政府が発行したもの以外も含む）
 - (2) 基礎年金番号
 - (3) 運転免許証番号
 - (4) 住民票コード
 - (5) 個人番号
 - (6) 国民健康保険被保険者証の記号・番号・保険者番号
 - (7) 後期高齢者医療保険被保険者証の番号、保険者番号
 - (8) 介護保険被保険者証の番号、保険者番号
 - (9) 在留カードの番号
 - (10) 特別永住者証明書の番号
 - (11) 高齢受給者証および番号
 - (12) その他個人情報保護委員会規則に定めるもの

別紙 2

要配慮情報

1. 人種
2. 信条
3. 社会的身分
4. 病歴
5. 犯罪の経歴
6. 犯罪により害を被った事実
7. 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の以下に定める心身の障害があること。
 - (1) 身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害
 - (2) 知的障害者福祉法にいう知的障害
 - (3) 精神保健および精神障害者福祉に関する法律にいう精神障害（発達障害者支援法における発達障害を含み、(2) に掲げるものを除く。）
 - (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律 4 条 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生大臣が定める程度であるもの
8. 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（「医師等」）により行われた疾病の予防および早期発見のための健康診断その他の検査（「健康診断等」）の結果
9. 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導または診療もしくは調剤が行われたこと
10. 本人を被疑者または被告人として、逮捕、搜索、差押え、拘留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続きが行われたこと
11. 本人を少年法第 3 条第 1 項に規定する少年またはその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続きが行われたこと

別紙 3

「適切かつ合理的な方法」および「個人情報保護法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置」

【外国にある第三者への提供の制限】第 3 項に定める「適切かつ合理的な方法」および「個人情報保護法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置」は、以下のとおりとする。

1. 適切かつ合理的な方法

「外国にある事業者对个人データの取扱いを委託する場合」および「同一の企業グループ内で個人データを移転する場合」について、それぞれ以下に定めるとおりとする。

- (1) 外国にある事業者对个人データの取扱いを委託する場合
提供元および提供先間の契約、確認書、覚書等において定める。
- (2) 同一の企業グループ内で個人データを移転する場合
提供元および提供先に共通して適用される内規、プライバシーポリシー等において定める。

2. 個人情報保護法第 4 条第 1 節の趣旨に沿った措置

当社が、外国にある事業者に顧客データの入力業務を委託する場合についての具体的な措置は以下に定める事項の通りとする。

個人情報保護法 第 15 条	利用目的の特定	委託契約において、外国にある事業者による利用目的を特定する。
個人情報保護法 第 16 条	利用目的による制限	委託契約において、委託の内容として、外国にある事業者による利用目的の範囲内での事務処理を規定する。
個人情報保護法 第 17 条	適正な取得	外国にある事業者が委託契約に基づいて適切に個人データを取得していることが自明であれば、不正の手段による取得ではない。
個人情報保護法 第 18 条	取得に際しての利用目的の通知等	日本にある個人情報取扱事業者から顧客に対して利用目的の通知等をする。
個人情報保護法 第 19 条	データ内容の正確性の確保等	委託契約によりデータ内容の正確性の確保等について規定するか、又は、データ内容の正確性の確保等に係る責任を個人データの提供元たる個人情報取扱事業者が負うことになる。
個人情報保護法 第 20 条	安全管理措置	委託契約により外国にある事業者が安全管理措置を講ずるべき旨を規定する。GL（通則編）「（別添）講ずべき安全管理措置の内容」を参照。
個人情報保護法 第 21 条	従業員の監督	委託契約より外国にある事業者の従業員の監督に係る措置を規定する。

個人情報保護法 第 22 条	委託先の監督	委託契約より外国にある事業者の再委託先の監督に係る措置を規定する。また、以下に掲げる必要かつ適切な措置をとる。 ① 適切な委託先の選定 ② 委託契約の締結 ③ 委託先における個人データ取扱状況の把握
個人情報保護法 第 23 条	第三者提供の制限	委託契約により外国にある事業者からの個人データの第三者提供を禁止する。
個人情報保護法 第 24 条	外国にある第三者への提供の制限	委託契約により外国にある事業者から個人データの第三者提供を禁止する。 外国の事業者から更に外国にある第三者に個人データの取扱いを再委託する場合には、個人情報保護法 22 条の委託先の監督義務のほか、個人情報保護法第 4 章第 1 節の規定に沿った措置の実施を確保する。
個人情報保護法 第 27 条～第 33 条、 第 35 条	保有個人データに関する事項の公表等、開示、訂正等、利用停止等、理由の説明、開示等の請求等に応じる手続、手数料、苦情の処理	提供する個人データが外国にある事業者にとって「保有個人データ」に該当する場合には、委託契約により、委託元が保有個人データに関する事項の公表等、開示、訂正等、利用停止等、理由の説明、開示等の請求等に応じる手続、手数料、苦情の処理に係る義務を履行することについて明確にする。なお、提供する個人データが外国にある事業者にとって「保有個人データ」に該当しない場合には、結果として「措置」としての対応は不要である。

匿名加工情報等保護指針

当社は、「個人情報の保護に関する法律」（「個人情報保護法」）に基づき、特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報（「匿名加工情報」）およびその加工方法等に関する情報（「加工方法等情報」）の適正な取り扱いの確保について以下のとおり、本指針を定めます。

1. 関係法令・ガイドライン等の遵守

当社は、個人情報保護法その他の法令および「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」その他のガイドラインを遵守して、匿名加工情報および加工方法等情報（「匿名加工情報等」）の適正な取り扱いを行います。

2. 安全管理措置に関する事項

当社は、匿名加工情報等について、漏洩、滅失または毀損の防止等、その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、匿名加工情報等を取り扱う従業者や委託先（再委託先を含みます）に対して、必要かつ適切な監督を行います。

3. 当社の作成した匿名加工情報に含まれる「個人に関する情報の項目」

当社の作成した匿名個人情報に含まれる「個人に関する情報の項目」は次のとおりです。

- 顧客（医療関係者、患者または取引関係者等）の役職、取り扱う製品に関する情報
- 年齢、性別、患者に関する情報（疾病情報、治療、処置情報、入退院情報等。（ただし、個人が識別できないものに限る）

4. 第三者に提供する匿名加工情報に含まれる「個人に関する情報の項目」およびその「提供の方法」は次のとおりです。

（１） 当社の作成した匿名個人情報に含まれる「個人に関する情報の項目」は次のとおりです。

- 顧客（医療関係者、患者または取引関係者等）の役職、取り扱う製品に関する情報
- 年齢、性別、患者に関する情報（疾病情報、治療、処置情報、入退院情報等。（ただし、個人が識別できないものに限る）

（２） 匿名加工情報の提供の方法

電子メールによる提供、オンラインでの提供およびプリントアウトのうえ、紙媒体での提供

5. 識別行為の禁止

当社は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等もしくは個人識別符号もしくは匿名加工情報の

作成において行われた加工の方法に関する情報を取得し、または当該匿名加工情報を他の情報と照合しないものとします。

質問および苦情の受付

当社における匿名加工情報等の取扱いに関する質問や苦情に関しては以下にご連絡ください。

【受付】法務・コンプライアンス部

住所：東京都文京区大塚 3 丁目 11 番 6 号

大日本図書大塚 3 丁目ビル 7 階

電話番号：03－6902－9520

以上

【制定・改定履歴】

2021 年 12 月 15 日 制定

2021 年 12 月 15 日 施行